工事写真の電子納品実施要領

（趣　旨）

第１条　情報の共有化、管理保管の容易性、品質の確保・向上、コスト縮減等を図ると共に、工事の受注者の利便性向上を目指し、工事写真の電子納品化を実施するための必要な事項を定めるものとする。

（電子納品対象工事）

第２条　本市が発注する請負金額が１３０万円を超える全ての工事を対象とする。

ただし、受注者に電子納品ソフトを購入し、基準どおりに整備できない場合は、工事写真台帳ソフト及び Word または Excel 形式で本市の工事記録写真要領に基づいて写真データを PHOT フォルダへ貼り付け、プリントアウトせずに電子媒体へ記録し納品することができる。

この場合、PIC フォルダ作成し、デジタルカメラで撮影した写真データの全てを記録する。また、PIC フォルダは、PHOT フォルダの下に記録するものとする。

なお、フォルダ構成は別紙のとおりとする。

（基準等）

第３条　電子媒体での納品については最新の「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準（案）」に準じて行うものとする。ただし、前条のただし書き以降には適用しない。なお、撮影にあたっては、本市の工事記録写真撮影要領に基づくものとする。また、市独自の対応が必要となる場合は、監督員と施工計画書を提出する前に協議し決定する。

（納　品）

第４条　電子納品の成果品の提出部数については、電子媒体（CD-R または DVD-R とする。ただし、DVD-R で納品する場合は監督員の承諾を得ること）２部とする。なお、着手・しゅん工写真については、工事写真帳での提出は不要とする。ただし特記仕様書に記載し、監督員が求めた場合はこの限りではない。

（検　査）

第５条　受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うとともに、検査時における写真情報の閲覧操作用機器を準備するものとする。

（その他）

第６条　この要領及び特記仕様書に定めのない事項については、受注者及び発注者が施工計画書を提出する前に協議の上取扱うものとする。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年１月１日から施行する。

別紙

提出用ＣＤ－Ｒ等

PHOT　PHOT フォルダを作成する

PIC　PIC フォルダを作成する

フォルダへの記録方法例

PHOT

工事写真帳

工事番号

工 事 名　○○○○○工事

工事場所　豊橋市○○町地内

工　　期着　手　平成○○年○月○日

しゅん工平成○○年○月○日

完　了　平成○○年○月○日

受注者名　○○建設株式会社

代表取締役○○○○

用紙サイズA4縦
余白
上 25mm 程度
下 15mm 程度
左 26mm 程度
右 24mm 程度

表題の文字サイズは
20Pt とする。
工事情報の文字サイズは 11pt とする。

横 105mm 程度

縦 80mm 程度

誤記
○○

写真のサイズは
横 105mm、縦 80mm 程度
1 枚に写真 3 枚を添付できるものとする。

文字サイズは 11pt とする。
フォントはＭＳ明朝とする。

PIC　JPG データとして全ての写真データを記録